

砂川市選挙管理委員会告示第15号
令和3年10月14日

砂川市選挙事務取扱規程（平成元年選挙管理委員会告示第1号）の一部を改正する規程をここに公布する。

砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹

（別紙）

砂川市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

砂川市選挙事務取扱規程（平成元年選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第26号様式（第24条関係）を次のとおり改める。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行する。

砂川市選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行 選挙における投票所は、次の場所に設ける。

年 月 日

砂川市選挙管理委員会委員長

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	砂川市西7条北2丁目1番1号	砂川市役所
第2投票区	砂川市東5条南3丁目2番21号	宮下会館
第3投票区	砂川市西3条南8丁目1番1号	砂川小学校
第4投票区	砂川市西3条北9丁目1番1号	海洋センター
第5投票区	砂川市富平154番地2	富平地区コミュニティセンター
第6投票区	砂川市空知太西4条4丁目107番地	北地区コミュニティセンター
第7投票区	砂川市空知太東3条1丁目5番1	石山中学校
第8投票区	砂川市北光222番地1	北光小学校
第9投票区	砂川市北光154番地	袋地会館
第10投票区	砂川市一の沢225番地1	一の沢会館
第11投票区	砂川市焼山331番地1	焼山コミュニティセンター
第12投票区	砂川市焼山173番地4	東地区コミュニティセンター
第13投票区	砂川市吉野2条南5丁目1番1号	砂川中学校
第14投票区	砂川市東5条南11丁目3番5号	南地区コミュニティセンター
第15投票区	砂川市西3条南12丁目1番21号	宮川集会所
第16投票区	砂川市東5条南17丁目227番地	豊沼小学校
第17投票区	砂川市西6条南22丁目4番3号	北電会館
第18投票区	砂川市吉野2条南1丁目7番地	吉野会館

備考 投票所の場所については、建物の所在地、名称等具体的に記載すること。